年　金　医　療　課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	(1)　後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関すること。 (2)　後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 (3)　後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関すること。
福祉医療係	(1)　老人に対する福祉医療費の支給に関すること。 (2)　心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関すること。 (3)　一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関すること。 (4)　子育て支援医療助成事業に関すること。 (5)　重度心身障害老人健康管理事業に関すること。 (6)　その他福祉医療に関すること。 (7)　未熟児養育医療の給付等を行うこと。 (8)　未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。 (9)　未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関すること。
国民年金係	(１)　国民年金被保険者の資格等に関すること。 (２)　国民年金の各種裁定請求に関すること。 (３)　国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関すること。 (４)　福祉年金に関すること。 (５)　特別障害給付金に関すること。 (６)　在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関すること。 (７)　年金生活者支援給付金に関すること。 (８)　その他国民年金に関すること。

区　分	1　重度心身障害老人健康管理事業	所管係	福祉医療係

制度の概要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。(平成 19 年度までは老人保健法の医療受給者である重度心身障害老人が対象)

(1) 対象者　下記のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する人

② 知的障害者更生相談所において、知能指数がおおむね 35 以下と判定された人

③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定された人

④ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定された人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～③の場合

ア　本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

イ　配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

- 上記対象者④

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

- 上記対象者①～③

区　分	負担割合
府	1／2
市	1／2

- 上記対象者④

市単独事業

根拠法令等

◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱(昭和 58 年宇治市告示第 62 号)

◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱(昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知)

制度の現況

(1) 重度障害者 受給状況

年度 / 区分	28	29	30	元	2
受給者数（人）	1,684	1,661	1,637	1,613	1,599
受給件数（件）	49,483	50,098	46,903	48,988	46,939
支給額（円）	153,645,645	152,401,912	153,741,433	160,458,184	151,516,040

(2) 療育手帳Bのみ 受給状況

区分＼年度	元	2
受給者数（人）	4	2
受給件数（件）	55	31
支給額（円）	414,419	65,668

区分	2 老人医療費支給事業	所管係	福祉医療係

制度の概要

65歳以上70歳未満の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を除いて助成する。

(1) 対象者

① 後期高齢者医療制度の被保険者を除く65歳以上70歳未満の人

② 上記かつ次のいずれかに該当する人（事業としては、令和2年7月31日まで）

ア 寝たきりの人　　イ 老人世帯に属する人

ウ 一人暮らしの人　　エ 市長が特に認めた人

(2) 所得制限

- 上記対象者①

  ア 所得税が課税されない世帯であること

- 上記対象者②　（事業としては、令和2年7月31日まで）

  ア 本人

  国民年金法旧施行令第6条の4第1項の規定額を超えないこと

  イ 配偶者・扶養義務者

  国民年金法旧施行令第5条の4第2項の規定額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区分	負担割合
府	1／2
市	1／2

根拠法令等

◇ 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和56年宇治市告示第67号)

◇ 老人医療助成事業費補助金交付要綱(昭和45年京都府告示第528号)

制 度 の 現 況

(1) 受給状況

区分 ＼ 年度		28	29	30	元	2
受給者数A (平均)	人数（人）	5,501	4,670	3,703	2,786	2,069
	前年比	0.97	0.85	0.79	0.75	0.74
受給件数B	件数（件）	115,457	99,352	79,562	61,243	42,285
	前年比	0.95	0.86	0.80	0.77	0.69
支給額C	金額（円）	223,636,793	187,643,606	150,958,744	112,433,543	77,025,399
	前年比	0.90	0.84	0.80	0.74	0.69
一人当たり支給額 C／A	金額（円）	40,654	40,181	40,767	40,357	37,228
	前年比	0.93	0.99	1.01	0.99	0.92
一件当たり支給額 C／B	金額（円）	1,937	1,889	1,897	1,836	1,822
	前年比	0.95	0.98	1.00	0.97	0.99
受診率 B／(A×12)	%	174.90	177.29	179.05	183.19	170.31
	前年比	0.98	1.01	1.01	1.02	0.93

(2) 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			28	29	30	元	2
件数（件）	医科	入院	1,347	1,039	762	562	329
		入院外	62,015	52,979	42,193	31,907	22,041
	歯科		13,765	12,388	10,104	7,919	5,237
	調剤		29,049	25,190	20,381	16,088	11,611
	その他		9,281	7,756	6,122	4,767	3,067
	計		115,457	99,352	79,562	61,243	42,285
給付額（円）	医科	入院	31,500,535	23,292,172	17,530,839	12,063,789	6,725,074
		入院外	105,390,156	88,100,850	70,056,787	51,077,339	35,393,723
	歯科		19,986,087	17,101,385	13,986,406	11,104,499	7,600,973
	調剤		44,136,240	39,858,225	33,369,396	25,651,969	18,498,109
	その他		22,623,775	19,290,974	16,015,316	12,535,947	8,807,520
	計		223,636,793	187,643,606	150,958,744	112,433,543	77,025,399

区　分	3　福祉医療費支給事業	所管係	福祉医療係

制　度　の　概　要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。

㊟　重度心身障害者医療

(1)　対象者

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

①　身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する人

②　児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数がおおむね 35 以下と判定された人

③　身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定された人

④　上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定された、年度末年齢が満 16 歳以上の人

(2)　所得制限

- 上記対象者①～③

ア　本人

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

イ　配偶者・扶養義務者

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

- 上記対象者④

市民税非課税世帯

(3)　財源の負担割合

- 上記対象者①～③

区　分	負担割合
府	1／2
市	1／2

- 上記対象者④

市単独事業

㊝　ひとり親家庭医療

(1)　対象者

医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるひとり親家庭児若しくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある母子家庭児若しくは両親のない児童及び母子家庭児を扶養する母

(2)　所得制限

親・扶養義務者

当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、平成 9 年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1／2
市	1／2

根 拠 法 令 等

◇ 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和 56 年宇治市告示第 40 号)
◇ 福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 50 年京都府告示第 294 号)

制 度 の 現 況

㊟ 重度心身障害者医療

(1) 重度障害者

① 受給状況

区　分 ＼ 年　度		28	29	30	元	2
受給者数 A	人数（人）	1,763	1,753	1,747	1,738	1,751
	前年比	1.00	0.99	1.00	0.99	1.01
受給件数 B	件数（件）	46,229	46,237	46,615	46,753	43,403
	前年比	1.01	1.00	1.01	1.00	0.93
支給額 C	金額（円）	297,323,644	301,253,497	300,798,165	300,360,720	289,112,678
	前年比	0.98	1.01	1.00	1.00	0.96
一人当たり支給額 C／A	金額（円）	168,646	171,850	172,180	172,820	165,113
	前年比	0.98	1.02	1.00	1.00	0.96
一件当たり支給額 C／B	金額（円）	6,431	6,515	6,453	6,424	6,661
	前年比	0.97	1.01	0.99	1.00	1.04
受診率 B／(A×12)	%	218.51	219.80	222.36	224.17	206.56
	前年比	1.01	1.01	1.01	1.01	0.92

② 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			28	29	30	元	2
件数（件）	医科	入院	2,110	2,151	2,083	2,117	1,925
		入院外	23,706	23,379	23,499	23,203	21,668
	歯科		4,885	5,075	5,115	5,364	4,496
	調剤		13,376	13,433	13,811	13,806	12,973
	その他		2,152	2,199	2,107	2,263	2,341
	計		46,229	46,237	46,615	46,753	43,403
給付額（円）	医科	入院	73,653,097	77,562,452	75,291,708	73,459,349	69,570,912
		入院外	113,718,864	110,321,846	110,651,304	108,726,484	101,490,762
	歯科		20,694,887	21,399,622	22,192,092	23,019,204	20,967,619
	調剤		72,882,455	73,475,782	73,978,624	75,068,543	73,969,129
	その他		16,374,341	18,493,795	18,684,437	20,087,140	23,114,256
	計		297,323,644	301,253,497	300,798,165	300,360,720	289,112,678

(2) 療育手帳Bのみ

① 受給状況 （平成30年1月より実施）

区分 ＼ 年度		30	元	2
受給者数 A	人数（人）	180	189	214
	前年比	1.03	1.05	1.13
受給件数 B	件数（件）	2,605	3,070	3,150
	前年比	8.17	1.18	1.03
支給額 C	金額（円）	10,607,841	14,056,160	15,049,265
	前年比	8.00	1.33	1.07
一人当たり支給額 C／A	金額（円）	58,932	74,371	70,324
	前年比	7.73	1.26	0.95
一件当たり支給額 C／B	金額（円）	4,072	4,579	4,778
	前年比	0.98	1.12	1.04
受診率 B／(A×12)	%	120.60	135.36	122.66
	前年比	7.89	1.12	0.91

② 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			30	元	2
件数（件）	医科	入院	50	67	73
		入院外	1,330	1,517	1,577
	歯科		378	444	359
	調剤		712	866	921
	その他		135	176	220
	計		2,605	3,070	3,150
給付額（円）	医科	入院	2,299,560	3,358,447	3,193,087
		入院外	4,273,520	5,239,507	5,272,929
	歯科		1,692,623	1,713,153	1,604,418
	調剤		1,863,296	2,878,199	3,179,598
	その他		478,842	866,854	1,799,233
	計		10,607,841	14,056,160	15,049,265

親 ひとり親家庭医療

(1) 受給状況

区分 ＼ 年度		28	29	30	元	2
受給者数 A	人数（人）	4,184	4,081	3,999	3,820	3,707
	前年比	0.98	0.98	0.98	0.96	0.97
受給件数 B	件数（件）	46,886	46,479	46,417	46,346	38,208
	前年比	0.98	0.99	1.00	1.00	0.82
支給額 C	金額（円）	131,862,619	130,433,352	135,949,427	137,998,152	119,332,826
	前年比	0.93	0.99	1.04	1.02	0.86
一人当たり支給額 C／A	金額（円）	31,516	31,961	33,996	36,125	32,191
	前年比	0.96	1.01	1.06	1.06	0.89
一件当たり支給額 C／B	金額（円）	2,812	2,806	2,929	2,978	3,123
	前年比	0.95	1.00	1.04	1.02	1.05
受診率 B／(A×12)	%	93.38	94.91	96.73	101.10	85.89
	前年比	1.01	1.02	1.02	1.05	0.85

(2) 医療費給付状況

区分・項目 ＼ 年度			28	29	30	元	2
件数（件）	医科	入院	200	197	252	234	159
		入院外	24,861	24,792	24,460	24,087	19,493
	歯科		6,462	6,044	6,153	6,480	5,893
	調剤		12,278	12,579	12,749	12,712	10,175
	その他		3,085	2,866	2,803	2,833	2,488
	計		46,886	46,478	46,417	46,346	38,208
給付額（円）	医科	入院	10,709,547	10,259,794	13,702,789	11,936,866	8,309,344
		入院外	64,413,301	64,294,003	66,039,817	66,398,620	56,465,660
	歯科		25,202,913	22,905,705	23,452,635	24,367,186	23,639,921
	調剤		24,582,224	26,435,153	26,609,409	28,861,120	25,124,298
	その他		6,954,634	6,538,697	6,144,777	6,434,360	5,793,603
	計		131,862,619	130,433,352	135,949,427	137,998,152	119,332,826

区　分	4　子育て支援医療費支給事業	所管係	福祉医療係

制　度　の　概　要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(1) 制度改正の経過

当初　平成 5 年 10 月　入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで

改正　平成 8 年 12 月　入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大

平成 11 年 1 月　入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大

平成 12 年 4 月　入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大

平成 15 年 9 月　入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大（ただし、3 歳以上の入院外は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給）

平成 18 年 1 月　事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 か月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給

平成 19 年 9 月　府制度で 4 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大

平成 24 年 9 月　府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大

平成 25 年 9 月　市独自制度として入院外の無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大

平成 26 年 9 月　市独自制度として入院外の無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大

平成 27 年 9 月　府制度で入院外の 1 か月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大

平成 29 年 9 月　市独自制度として入院外の無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大

令和元年 9 月　府制度で 3 歳以上の入院外の 1 か月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正

(2) 財源の負担割合

区　分	負担割合
府	1／2
市	1／2

根 拠 法 令 等

◇　宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱(平成 5 年宇治市告示第 109 号)
◇　京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱(平成 5 年京都府告示第 407 号)

制 度 の 現 況

(1) 受給状況

区分＼年度	28	29	30	元	2
受給者数 A（人）	21,114	22,962	22,696	22,099	21,581
受給件数 B（件）	229,080	243,170	255,897	263,639	192,796
支給額　C（円）	444,147,413	481,952,606	517,046,123	531,197,586	419,741,440
一人当たり支給額 C／A（円）	21,036	20,989	22,781	24,037	19,450
一件当たり支給額 C／B （円）	1,939	1,982	2,021	2,015	2,177
受　診　率 B／(A×12)（%）	90.41	88.25	93.96	99.42	74.45

(2) 医療費給付状況（中学校 3 年生までの入院及び 0 歳～2 歳の入院外）

区分・項目＼年度			28	29	30	元	2
件数（件）	医科	入院	1,572	1,600	1,645	1,644	1,196
		入院外	38,070	38,893	36,723	35,689	24,272
	歯科		1,259	1,297	1,294	1,321	1,125
	調剤		19,668	19,995	20,087	19,647	12,905
	その他		1,868	1,928	266	144	92
	計		62,437	63,713	60,015	58,445	39,590
給付額（円）	医科	入院	64,506,510	69,082,447	73,296,410	69,862,219	50,471,243
		入院外	73,601,681	73,583,884	70,919,032	67,665,687	50,016,929
	歯科		2,363,874	3,129,659	3,127,638	3,979,967	3,245,833
	調剤		17,659,208	16,870,452	16,515,522	16,613,516	11,419,430
	その他		10,584,916	10,962,583	1,963,600	1,325,949	1,005,340
	計		168,716,189	173,629,025	165,822,202	159,447,338	116,158,775

(3) 前表以外の市独自制度（3 歳～中学校 3 年生の入院外）

区分・項目＼年度	28	29	30	元	2
件数（件）	166,643	179,457	195,882	205,194	153,206
給付額（円）	275,431,224	308,323,581	351,223,921	371,750,248	303,582,665

※　平成 29 年 8 月までは小学校 6 年生まで

区　分	5　後期高齢者医療制度	所管係	後期高齢者医療係

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届け出の窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収などを行う。

(1) 制度加入者
① 75 歳以上の人
② 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(2) 保険料

均等割額	＋	所得割額	＝	後期高齢者医療保険年間保険料
(被保険者一人当たり)53,110 円		(総所得金額等－基礎控除額)×9.98%		(上限 64 万円)

(3) 保険料の納め方
年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。
また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(4) 医療機関での負担割合
① 1 割負担（一般）
② 3 割負担（現役並み所得者）
※ 現役並み所得者とは同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人。ただし、収入額の合計が 383 万円（520 万円）未満の場合は申請により負担割合が 1 割となる。
( )内は世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上いる場合の収入額の合計。又は、同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が 1 人でその収入が 383 万円以上、かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合は被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計。
※ 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合は負担割合が 1 割となる。

(5) 後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類

① 療養費
② 入院時食事療養費・生活療養費（表 1）
③ 高額療養費（表 2）
④ 高額医療・高額介護合算療養費（表 3）
⑤ 訪問看護療養費
⑥ 移送費
⑦ 特別療養費
⑧ 保険外併用療養費
⑨ 葬祭費

（表 1） 入院時食事療養費・生活療養費

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td>一般病床</td><td colspan="2">療養病床</td></tr>
<tr><td>一食当たりの食費</td><td>一食当たりの食費</td><td>一日当たりの居住費</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得者・一般</td><td>460 円(※2)</td><td>460 円
(※2・4)</td><td rowspan="3">370 円(※6)</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得Ⅱ(区分Ⅱの認定証(※1)の提示が必要)</td><td>210 円(※3)</td><td>210 円(※3)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得Ⅰ</td><td>区分Ⅰの認定証(※1)の提示が必要</td><td>100 円</td><td>130 円(※7)</td></tr>
<tr><td>老齢福祉年金受給者(※5)</td><td>100 円</td><td>100 円</td><td>0 円</td></tr>
</table>

※1 限度額適用・標準負担額減額認定証。
※2 難病の人や平成 28 年 3 月 31 日において、すでに 1 年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は、260 円。
※3 低所得Ⅱで限度額適用・標準負担額減額認定を受けている人が、長期該当の届出をし、届出月以前 12 か月以内の入院日数が 90 日を超え、認定された場合は 160 円。（京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定を受けた期間の入院日数も合算可）。
※4 医療機関の食事提供体制等により、420 円の場合もあり。
※5 指定難病の人も含む。
※6 指定難病の人は 0 円。
※7 入院医療の必要性の高い人は 100 円。

(表 2)　高額療養費（自己負担限度額）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2">自己負担限度額（月額）</td></tr>
<tr><td>外来（個人単位）</td><td>外来＋入院（世帯単位）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現役並み所得者</td><td>現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)</td><td colspan="2">252,600 円＋1%(※1)
【140,100 円】(※2)</td></tr>
<tr><td>現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)</td><td colspan="2">167,400 円＋1%(※3)
【93,000 円】(※2)</td></tr>
<tr><td>現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)</td><td colspan="2">80,100 円＋1%(※4)
【44,400 円】(※2)</td></tr>
<tr><td colspan="2">一　　般</td><td>18,000 円(※5)</td><td>57,600 円
【44,400 円】(※2)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得</td><td>区 分 Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000 円(※5)</td><td>24,600 円</td></tr>
<tr><td>区 分 Ⅰ</td><td>15,000 円</td></tr>
</table>

※1　医療費が 842,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※2　【】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの 11 か月の間に世帯で 3 か月以上、外来＋入院の支払が自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額。
※3　医療費が 558,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※4　医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
※5　年間(8 月～翌年 7 月)上限額 144,000 円。

(表 3)　高額医療・高額介護合算療養費（自己負担限度額）

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>後期高齢者医療制度＋介護保険の自己負担限度額
（8 月 ～ 翌 年 7 月 ま で の 年 額）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">現役並み所得者</td><td>現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)</td><td>212 万円</td></tr>
<tr><td>現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)</td><td>141 万円</td></tr>
<tr><td>現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)</td><td>67 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">一　　般</td><td>56 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得</td><td>区 分 Ⅱ</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>区 分 Ⅰ</td><td>19 万円</td></tr>
</table>

根 拠 法 令 等

◇　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
◇　京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
◇　宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）

制 度 の 現 況

(1) 被保険者数

（単位：人）

	29	30	元	2
被 保 険 者 数	24,152	25,334	26,478	27,073
（再掲） 現 役 並 み 所 得 者	1,506	1,551	1,594	1,611
（再掲） 非課税世帯の被保険者	9,880	10,466	11,104	11,570

(2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）

（単位：円）

	29	30	元	2
保険療養給付費等 負担金	1,733,692,837	1,811,165,476	1,920,738,878	1,956,249,868

(3) 保険料の収納状況

（単位：円）

		29	30	元	2
特 別 徴 収	調 定 額	1,145,797,697	1,197,584,279	1,272,628,314	1,401,637,247
	収 入 額	1,149,362,995	1,201,157,645	1,276,941,180	1,406,291,903
	収入率(%)	100.31	100.30	100.34	100.33
普 通 徴 収	調 定 額	889,123,828	906,288,163	920,853,413	1,010,122,925
	収 入 額	878,314,883	895,231,077	909,114,314	1,002,201,852
	収入率(%)	98.78	98.78	98.73	99.22
過年度新規	調 定 額	4,137,299	4,907,461	4,022,085	4,170,029
	収 入 額	3,956,119	4,269,490	4,006,342	4,169,079
	収入率(%)	95.62	87.00	99.61	99.98
滞 納	調 定 額	33,789,184	35,979,646	34,088,040	28,321,720
	収 入 額	6,166,609	6,259,287	9,885,530	7,476,886
	収入率(%)	18.25	17.40	29.00	26.40
合 計	調 定 額	2,072,848,008	2,144,759,549	2,231,591,852	2,444,251,921
	収 入 額	2,037,800,606	2,106,917,499	2,199,947,366	2,420,139,720
	収入率(%)	98.31	98.24	98.58	99.01

区　分	6　国民年金事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理論に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

(1) 被保険者

① 第1号被保険者

日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで20歳以上60歳未満の人

② 第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合等に加入している人（原則として65歳未満）

③ 第3号被保険者

厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60 歳未満の人

④ 任意加入被保険者

ア 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人

イ 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

ウ 日本国民で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人

※ （昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳になったとき老齢（退職）年金を受けることができない人は、65歳以上70歳の間、老齢（退職）年金を受給できるまで加入できる。）

被保険者数の推移（各年度末現在）　（単位：人）

年度	28	29	30	元	2
第1号被保険者	22,835	22,002	21,824	21,525	21,650
第3号被保険者	14,266	13,841	13,403	13,065	12,640
任意加入者	356	339	307	319	310
合計	37,457	36,182	35,534	34,909	34,600

(2) 保険料

第1号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

① 月額保険料の推移　（単位：円）

年度	29	30	元	2	3
月額	16,490	16,340	16,410	16,540	16,610

② 付 加 保 険 料　月額400円（昭和49年1月から変更なし）
（第1号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）

③ 保 険 料 の 免 除

ア 国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1級又は2級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）

イ 保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額又は一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

④　学 生 納 付 特 例

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤　納 付 猶 予 制 度（50 歳未満の人。平成 37 年 6 月まで）

本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥　追納

③④⑤で承認された期間について、10 年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦　産前産後の保険料の免除

第 1 号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の 3 か月前から 6 か月間）の保険料が免除される

⑧　保険料の納付状況（各年度末現在）　（単位：月数）

年度	28	29	30	元	2
納付対象月数	164,678	153,913	150,246	144,492	138,697
納付月数	109,451	104,512	103,769	102,649	100,912
納付率（%）	66.5	67.9	69.1	71.0	72.8

⑨　免除者数（各年度末現在）　（単位：人）

年度	28	29	30	元	2
法定免除者数	1,925	1,950	1,978	2,020	2,094
申請免除者数	8,427	8,340	8,333	8,368	8,755
※(学生納付特例)	3,162	3,228	3,335	3,425	3,372
※(納付猶予)	849	912	919	920	1,030
合計	10,352	10,290	10,311	10,388	10,849
免除率（%）	45.3	46.8	47.2	48.3	50.1

※　再掲

(3)　給付

①　老齢基礎年金

国民年金等の加入期間（資格期間）が、10 年以上ある人に 65 歳から支給。ただし、支給年齢の『繰り上げ』や『繰り下げ』が、一定の要件内でできる

- 資格期間の合算

ア　国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）

イ　国民年金の保険料が免除された期間

ウ　昭和 61 年 4 月からの第 3 号被保険者期間

エ　昭和 36 年 4 月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和 36 年 3 月以前の加入期間が含まれる場合もある。）

オ　厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和 36 年 4 月以降 61 年 3 月までの 20 歳以上 60 歳未満の間）

カ　学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成 3 年 4 月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

キ　海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和 36 年 4 月以降で 20 歳以上 60 歳未満の間）

● 年金額

ア　加入可能年数の保険料を完納した場合、下記ウの年金額が支給される

イ　保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

※　年金額の計算式

$$\boxed{\text{満額の年金額}} \times \frac{\text{厚生年金等 加入月数(20〜60 歳)} + \text{国民年金 納付月数} + ① + ②}{480\text{ 月（40 年×12 月）}}$$

①＝（平成 21 年 3 月までの）国民年金全額　国民年金 3/4　国民年金半額　国民年金 1/4
免除月数×1/3＋免除月数×1/2＋免除月数×2/3＋免除月数×5/6

②＝（平成 21 年 4 月以降の）国民年金全額　国民年金 3/4　国民年金半額　国民年金 1/4
免除月数×1/2＋免除月数×5/8＋免除月数×3/4＋免除月数×7/8

ウ　年金額の推移（完全自動物価スライド制）

平成 29 年度	779,300 円	（月額　64,941 円）
平成 30 年度	779,300 円	（月額　64,941 円）
令和元年度	780,100 円	（月額　65,008 円）
令和 2 年度	781,700 円	（月額　65,141 円）
令和 3 年度	780,900 円	（月額　65,075 円）

② 障害基礎年金

● 対象者

ア　国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人

イ　20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人

ウ　昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

● 支給要件

ア　初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間（免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること（又は初診日が令和 8 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと）

イ　上記イ、ウの場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

● 年金額（完全自動物価スライド制）

ア　障害基礎年金の支給基本額（2 級）は、老齢基礎年金（満額）と同額

イ　障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額

ウ　18 歳未満の子（障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満）の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人当たり加算額　（単位：円）

年度	29	30	元	2	3
1 子・2 子	224,300	224,300	224,500	224,900	224,700
3 子以降	74,800	74,800	74,800	75,000	74,900

③　遺族基礎年金

- 対象者

ア　国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子）

イ　昭和 61 年 3 月 31 日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

- 支給要件

ア　死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 25 年以上あること

イ　上記イの場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

- 年金額（物価スライド制）

ア　遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額

イ　配偶者に支給される場合　基本額　＋　障害基礎年金の子の加算額

ウ　子に支給される場合、子が 1 人のときは、基本額のみ。2 人以上いるときは、2 人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

④　寡婦年金

- 対象者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 10 年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が 10 年以上ある妻。ただし、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

- 支給期間

60 歳から 65 歳になるまで

- 年金額

夫が 65 歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の 4 分の 3 の額

⑤　付加年金

- 対象者

付加保険料（任意）を納付した人

- 年金額（老齢基礎年金に下記の金額が加算される。）

200 円　×　付加保険料納付月数

⑥　死亡一時金

- 対象者

1 号被保険者（任意含む）として保険料を 3 年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

- 支給額（平成 6 年 4 月 1 日から下記の金額）

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
30 年以上 35 年未満	270,000 円	35 年以上	320,000 円

⑦　老齢年金（旧法年金）

- 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

● 年金額

基本年金額　2,501 円 ×（保険料納付月数＋保険料免除月数×1／3）× 物価スライド
（明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円×月数）

付加年金　　200 円×付加保険料納付月数

10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

$$968\text{円}\times(300-\text{加入月数})\times\frac{\text{保険料納付済月数}+\text{保険料納付免除月数}\times1/2}{\text{加入月数}}\times\text{物価スライド}$$

⑧ 通算老齢年金（旧法年金）

● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間（合算対象期間）を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生（共済）年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

● 年金額

明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人

2,501 円 ×（保険料納付月数＋保険料免除月数×1/3）× 物価スライド

（明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、3,752 円とする。）

⑨ 老齢福祉年金

● 対象者

国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人

● 年金額

ア　全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があって全額又は一部が支給停止される

イ　支給額　（単位：円）

年度	29	30	元	2	3
年金額	399,300	399,300	399,700	400,500	400,100

⑩ 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される

給付金は、受給年金により以下の 3 種類に区分される

ア　老齢年金生活者支援給付金

● 対象者　　以下の支給要件をすべて満たしている人

1. 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
2. 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
3. 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約 88 万円以下（毎年度改定）

● 給付額

保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる

1. 保険料納付済期間に基づく額（月額）

基準額 約 5,000 円（毎年度改定）×保険料納付済期間／480 月

（単位：円）

年度	2	3
基準額	5,030	5,030

2.　保険料免除期間に基づく額（月額）

基準額 約 10,800 円（毎年度改定）×保険料免除期間／480 月

（単位：円）

年度	2	3
基準額	10,856	10,845

イ　障害年金生活者支援給付金

● 対象者　　以下の支給要件をすべて満たしている人

1.　障害基礎年金を受けている

2.　前年の所得額が「4,621,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

● 給付額　（単位：円）

年度	2	3
障害等級 2 級	5,030	5,030
障害等級 1 級	6,288	6,288

ウ　遺族年金生活者支援給付金

● 対象者　　以下の支給要件をすべて満たしている人

1.　遺族基礎年金を受けている

2.　前年の所得額が「4,621,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である

● 給付額　（単位：円）

年度	2	3
給付額	5,030	5,030

※　ただし、2 人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

⑪　年金等の支払時期

年金等	支払月日	支払月分
基礎年金 寡婦年金 老齢年金 年金生活者支援給付金	2・4・6・8・10・12 月の各月 15 日 （土・日・祝日は前日）	前月までの 2 か月分
老齢福祉年金	4・8・12 月の各月 11 日 （土・日・祝日は前日）	前月までの 4 か月分

根　拠　法　令　等

◇　国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）

制　度　の　現　況

種別＼年度		28	29	30	元	2
老齢基礎年金	件数(件)	47,752	49,256	50,137	50,882	51,482
	金額(円)	31,253,855,605	32,078,708,816	32,672,617,832	33,244,591,268	33,768,164,881
障害基礎年金	件数(件)	2,940	2,964	3,016	3,097	3,175
	金額(円)	2,540,441,275	2,555,365,500	2,601,006,925	2,669,182,700	2,737,928,300
遺族基礎年金	件数(件)	321	320	288	298	305
	金額(円)	244,777,800	244,062,879	222,135,814	230,777,200	237,011,987
寡婦年金	件数(件)	11	11	8	7	10
	金額(円)	4,881,315	4,933,538	3,154,135	2,731,977	3,131,484
(旧法年金)老齢年金等	件数(件)	1,252	1,094	933	788	670
	金額(円)	462,812,990	407,624,171	305,922,207	301,219,897	260,986,046
老齢福祉年金	件数(件)	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
死亡一時金(特別一時金を含む)	件数(件)	20	23	19	10	5
	金額(円)	2,492,300	3,102,500	2,505,000	1,383,500	758,500
合計	件数(件)	52,296	53,668	54,401	55,082	55,647
	金額(円)	34,509,261,285	35,293,797,404	35,807,341,913	36,449,886,542	37,007,981,198

区　分	7　特別障害給付金事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

(1) 支給対象

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金 1，2 級相当の障害に該当する人。ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

(2) 支給月額（物価スライド）　（単位：円）

年度	29	30	元	2	3
1 級	51,400	51,650	52,150	52,450	52,450
2 級	41,120	41,320	41,720	41,960	41,960

根　拠　法　令　等

◇　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号）

制　度　の　現　況

受給権者数　（単位：人）

年度	28	29	30	元	2
人数	17	17	15	14	8

区　分	8　在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

(1) 対象者　宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
（ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。）

① 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人

② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

③ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和 56 年 12 月 31 日以前の人

(2) 給付額

月額　36,000 円　所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根　拠　法　令　等

◇　在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

区分＼年度	28	29	30	元	2
支給人数（人）	5	5	5	4	4
金額（千円）	2,160	2,160	1,908	1,728	1,728

区　分	9　在日外国人高齢者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係

制　度　の　概　要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

(1) 対象者　　宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人
① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

(2) 給付額
月額　10,000 円　所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根　拠　法　令　等

◇　在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制　度　の　現　況

区分＼年度	28	29	30	元	2
支給人数（人）	6	2	2	2	2
金額（千円）	590	240	240	240	240